

## 仕様書（案）

### 1 件名

令和8年度世田谷区立砧小学校水泳指導等業務委託

### 2 契約期間

契約締結の日から令和8年9月18日まで（予定）

履行日時については学校と協議して決定すること。

### 3 指導の対象及び履行場所

#### （1）対象

世田谷区立砧小学校（世田谷区喜多見6-9-1）

児童数544人（令和7年12月1日時点での令和8年度推計値）

内訳は下記の通り

学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
児童数 (名)	89	85	92	101	94	83	544

#### （2）履行場所

①近郊にある私立学校（徒歩圏内を予定）

②世田谷区立大蔵運動場公園 総合運動場温水プール

（世田谷区大蔵4-6-1）

### 4 業務内容

私立学校屋内プール及び世田谷区立大蔵運動場公園総合運動場温水プール（以下「総合運動場温水プール」）を活用して世田谷区立砧小学校（以下「当該校」という。）の水泳指導を実施し、児童の泳力向上を図ること。

#### （1）水泳指導時数

①第1学年～第3学年において、一学年あたり3回（1回125分間）の水泳指導等を行う。（引率支援業務を含む。）

水泳指導の時間は75分間（準備・整理運動、点呼、その他指導に必要な説明を含む）とし、水質管理、器具の準備等の時間は30分間とする。

②第4学年～第6学年において、一学年あたり6回（1回160分間）の水泳指導等を行う。（引率支援業務を含む。）

水泳指導の時間は100分間（準備・整理運動、点呼、その他指導に必要な説明を含む）とし、水質管理、器具の準備等の時間は30分間と

する。

③水泳指導の開始は、必要な更衣を済ませた児童がプールサイドに集合した時点とする。

④ 業務時間

4 (1) ①及び②の時間以外に業務を行う必要がある場合は、区と協議すること。

(2) 指導内容

① 指導内容は、小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、当該校の年間指導計画を基に、当該校と受託者で打合せのうえ、決定する。

② 指導にあたっては、指導内容及びその他留意が必要な事項について、当該校及び区担当課と事前の協議のうえで実施すること。

(3) 指導方法

① 児童を下記人数のグループに分けて、泳力別の指導を行うこと。

第1学年～第3学年：1グループにつき児童13名以下

第4学年～第6学年：1グループにつき児童20名以下

② 各グループには受託者において、水泳指導員を1名以上配置して水泳指導にあたること。

③ 指導にあたっては、児童の人権を十分に尊重、配慮した言動、態度をとることに特に留意し、指導にあたること。

(4) 水質管理、器具の準備等

① 指導の実施前に、水温、遊離残留塩素の計測を行い、遊離残留塩素の濃度に応じて必要な場合は、施設管理者と協議を行う。

② 指導の実施前及び実施後に、履行場所の私立学校が指定する方法で、昇降床の調整を行う。

③ 指導の実施前及び実施後に、当該校及び履行場所の私立学校、総合運動場温水プールが管理する用具の準備と回収を、当該校の指定する方法で行う。

④ その他必要な事項については、東京都教育委員会通知「学校プールの衛生管理、安全管理等について」（昭和55年5月24日 五五教体保発第四二号）にならうほか、当該校及び履行場所の私立学校及び総合運動場温水プールの施設管理者、区担当課と協議の上で行う。

(5) 業務完了報告の提出

本件委託業務の履行にあたり、受託者は、1日ごとの水泳指導実施後に日誌を作成し、指導にあたった水泳指導員が、指導内容、指導を行ったグループ全体の総括として泳力及び健康の状況等を記録し、作成後に教員からの確認をとること。ただし、受講児童の個人に関わる情報については、区は提供しない。また、受託者は、全ての水泳指導終了後、速やかに業務完了報告書を作成し、当該校及び区担当課へ提出すること。

(6) 引率支援業務

① 児童の行き帰りの徒歩移動において、受託者は教員による引率を支援す

るため、1名以上を配置すること。

② 引率支援区間

私立学校屋内プール利用時は、（世田谷区喜多見6-7-8）前の砧小前歩道橋から私立学校（サミットストア 成城店近くの交差点付近）までの区間

総合運動場温水プール利用時は、（世田谷区喜多見6-7-8）前の砧小前歩道橋から総合運動場温水プール（世田谷区大蔵4-6-1）までの区間

③ 集合時間

往路において上記の砧小前歩道橋での集合時間は、私立学校屋内プール利用時は各回水泳指導開始時間の25分前とする。総合運動場温水プール利用時は、各回水泳指導開始時間の35分前とする。

④ 上記の内容以外で引率業務を行う必要がある場合は、区担当課と協議すること。

(7) その他

① 指導の実施に当たって、区は、児童の安全管理及び指導のため、1名以上の当該校の教員を配置する。

② 本仕様書に定めがない事項は区担当課と協議し、決定する。

5 数量

(1) 第1学年～第3学年 各学年3回

(2) 第4学年～第6学年 各学年6回

6 実施時期 令和8年6月29日から令和8年9月10日まで  
(学校の長期休業期間を除く)

7 支払方法 検査合格後、請求により一括して支払う。

8 機密保持及び情報の取扱い

(1) 本件委託業務を通して知り得た情報を、本契約の目的以外に使用してはならず、第三者に洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 本契約業務に関する写真撮影及びビデオ録画等を必要とする場合には、プライバシーに関する権利及び肖像権の保護等に鑑み、互いの事前承認を必要とする。

(3) 広告及び広報等を含んで本事業にかかわる一切の情報について、外部並びにメディア等へ提供する場合には、互いの事前承認を得る。

(4) 仕様書別紙1「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

(5) 仕様書別紙2「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。

## 9 その他

(1) 雨天の場合でも原則として決行する。天災等の止むを得ぬ事情で中止する場合、区は受託者にこの契約に基づく履行の中止を命じることができる。

授業実施前日までに、当該校及び区担当課から受託者に対し中止の連絡を行った場合、その回の指導に該当する費用は払わないこととする。

(2) 本仕様書に定めがない事項は区担当課と協議し、決定する。

## 10 本件担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育政策・生涯学習部施設整備課

電話：03-5432-2663 ファクシミリ：03-5432-3029